

弁護士による臨時無料相談

全国一斉女性の権利ホットライン

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性の権利一般に関する無料相談を実施します。各弁護士会でこれらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。お気軽に御相談ください。

職場に性差別がある

離婚するには
どうしたら・・・

私もセクハラ被害
を受けた

ストーカー被害
にあっている

夫の暴力から
逃げたい

養育費ってどのくら
いもらえるの？



6月23日（日）午前10時～午後3時



097-534-8874

面談相談予約先：大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス

TEL097-534-8874

問合せ先：大分県弁護士会

TEL097-536-1458

主催 大分県弁護士会・日本弁護士連合会